

## 第6回 新宿区自治基本条例検証会議 会議要旨

### 1 開催年月日

平成26年12月2日（火）

### 2 会場

新宿区役所 本庁舎6階 第3委員会室

### 3 出席者

#### (1) 検証会議委員

辻山幸宣会長、吉川信一委員、古澤謙次委員、安田明雄委員、樋口蓉子委員、  
國谷寛司委員、只野純市委員、衣川信子委員、相澤いづみ委員、伊藤陽平委員、  
高野健委員、土屋慶子委員

（欠席：内海麻利副会長、斉藤博委員、清水秀一委員）

#### (2) 事務局

平井企画政策課長

#### (3) 説明者

平井企画政策課長

### 4 主な内容

#### (1) 検証

- ① 検証項目1～18の総括（第2回から第5回検証会議での検証項目）
- ② 前文及び各条文についての論点整理

#### (2) その他

### 5 会議録

午後 6時00分 開会

○辻山会長 時間になりましたので、ただいまから第6回新宿区自治基本条例検証会議を開催いたします。

最初に、出欠状況等を事務局から連絡がございます。

○事務局 事務局です。本日の出欠状況をご報告いたします。

ご欠席の委員は、斉藤委員と清水委員でございます。また、衣川委員がお見えになっておりませんが、間もなく到着すると思います。内海副会長は、ちょっと連絡が取れておりませんので、ただいま確認中ですが、いらっしゃるとは思います。しばらくお待ちく

ださい。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。一番上に置いてございますのが本日の次第になっております。裏面が本日の座席表となっております。その下が資料1 本日のタイムスケジュールです。その下が資料2 新宿区自治基本条例検証会議検証項目一覧です。その下が資料3 新宿区自治基本条例関連制度・規定に関する個票で、今まで検証しました全18検証項目のものがすべてつづってございます。一番下でございますが、資料4 条例関連制度等の評価票集計結果でございます。ありますでしょうか。

次に、卓上マイクですけれども、ご発言の際は要求4を押していただきまして、発言が終わりましたらオフにしてください。

以上です。

○辻山会長 それでは、きょうの検証の進め方について、事務局から説明をいただきたいと思えます。

○企画政策課長 皆さんこんばんは。企画政策課長の平井です。よろしく願いいたします。

それでは、本日の日程でございますけれども、次第のほうをご覧ください。

まずは2番、検証とございますが、本日は大きく分けて、はじめに検証項目1から18、これまで皆様方に検証していただきました検証項目の総括をしていきたいと思えます。それから、次に、前文及び各条文についてのご意見を承りたく思えます。

次に、次第をおめぐりいただきまして、資料1をご覧ください。

今、ご説明しましたけれども、大きく第1部、第2部と分かれておりまして、第1部は、検証項目、第2回から第5回までの検証会議での検証項目の総括と質疑です。それから、第2部は、前文及び各条文について意見交換を行っていきたく考えています。

以上でございます。

○辻山会長 それでは、早速始めたいと思えますが、要するに、きょうまでやってきた説明を受けて、検証内容についてどうなんだということをやってきたことの言ってみれば総まとめの会議でございまして、最初にまず企画政策課長のほうから、検証項目1から18、どんなことをやったのか、そしてどういう評価が得られているのかということについて説明を受けたいと思えます。

それでは、お願いいたします。

○企画政策課長 それでは、皆様方のお手元に配付してございます資料2、平成26年度

新宿区自治基本条例検証会議検証項目一覧をご覧ください。

こちらにつきましては、検証項目、それに関する条文、そして主な関連制度というものを記載したものでございまして、検証会議でいつこれについて検証したかということが一番右端に記されております。

第2回目では、区民ニーズの的確な把握、それから区民意見の把握、区民への説明責任、情報公開制度、個人情報保護制度をやりました。

第3回では、組織の整備、公益保護、法令遵守、公正・公平な職務遂行、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上、行政評価の実施と区政運営への適切な反映、財政の健全化、区の財政状況の公表、第4回目では、多文化共生のまちづくりの推進、区民の区政への参加・協働の機会の提供。

そして、前回の第5回では、国、他の自治体及び関係機関との連携協力、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利、子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障、以上の項目について検証していただきました。

資料3は参考ということで、これまで検証していただきましたそれぞれの項目の内容につきまして、再度添付しているものでございますので、後ほどご確認いただければと思います。

そして、お手数をおかけしますが、資料4のほうをご覧ください。

資料4は、条例関連制度等の評価票の集計結果ということで、今までに、評価票を皆様方に出していただきました。それについて、まとめたものでございます。上に未定稿とあるのは、皆様方からいただいたものについて、ほぼそのまま整理したというものでございますので、これについてもご意見をいただきながら検討していきたいというふうに考えているところです。

下のほうに、目次がございまして、検証No. 1から検証No. 18まで、それぞれ記載されているというものでございます。

それでは、順を追って簡単に説明をさせていただきます。

まず、表紙を開いていただきまして、1ページ目でございます。

こちらにつきましては、検証No. 1、区民ニーズの的確な把握ということで、関連条文が第12条、区の行政機関の責務というところでございます。

主な関連制度、(1)から(4)に書いているとおり、上のところに書いてあるのが項目でございまして、下のところにポチで記してあるのが、関連する諸制度ということになりま

す。

例えば、(1)区政モニター制度の項目ですと、ポチが2つあって、区政モニター会議とアンケート区政モニターが関連する諸制度ということで、それぞれ関係課長から説明をして、皆様からご意見をいただいて評価をしていただいたというところです。

このNo. 1の評価の視点、これは区民ニーズの的確な把握に努めているかでございます。皆様方から、評価票でいただいた意見ですけれども、1つは、条例でいう広い意味の区民ニーズや意見の把握になっているか疑問もあるという意見をいただいています。それから、区民が余り興味を持っていない。区民が認識するには時間がかかるんじゃないか。また区民ニーズの的確な把握に対するフィードバックによる多くの区民の情報共有促進の努力が必要。各種制度により区民ニーズの把握に努めている。区民意識調査は外国籍住民も対象としているのは評価できるが、有効回収率が19%というのは残念。特集調査項目は、その後の施策に生かされるよう設問を望む。外国人の意見、要望の集約を十分に行ってほしい。ニーズの把握からの改善へ、ニーズの把握からのその事務への改善ですね。ニーズを把握してどうやって事務に改善していくか、どうつなげていくかの結果や過程が見えにくいので工夫が欲しい。最も身近な行政機関として、より暮らしやすい新宿区をつくるために、もっと窓口を大きく開いて、より多くの区民の意見を聞く場をつくってほしい。若者と他世代の集計比率を調整する。平日の昼だけじゃなくて、夜や土日に意見を聞く場をつくる。参加してもらえるようなインセンティブを出すことが必要であるというような意見をいただいています。

こちらが、総論的な意見でして、次に2ページをご覧ください。こちらが評価でございます。AからEということで、「よく努めている」、「努めている」、「ある程度努めている」、「余り努められていない」、「努めているとはいえない」ということで評価をいただいているというところでございます。おおむねAからCというところで、ある程度は努められているのかなというところでございます。

この意見につきましても、B「努めている」につきましては、さまざまな調査により区民ニーズの把握に努めていると思うが、把握した区民ニーズをどれだけ施策に反映しているかということですか、特に対象が限定されている区政モニター制度については、区政運営の反映についても説明するとモニターの達成感につながるという意見がございます。一方、D、E、「余り努められていない」、「努められているとは言えない」という評価された方もいらっしゃいまして、それぞれ、パブコメについては、条例

制定前と後で特に変化したとは感じられない。区民ニーズを把握するだけでなく、区政に生かしてほしい、若者の意見が十分に反映されているとは言えないという意見もいただいています。

それから、その下、こういったさまざまな意見をいただいた中で、個別事業への意見、それから質問事項もございました。この取り扱いについて、私どももどうしようかということでも今検討しているところでございますけれども、と申しますのは、個別事業への意見ですと、これが事業評価そのものになってしまうので、この取り扱いをどうするかということと、質問事項については、会議の中でも所管課長の質疑ということもやっていただきましたけれども、所管の課長を呼んで説明するというわけにはいきませんので、各所管課にこの質問を渡して、紙で回答して皆様方にお返ししようかなと思っております。

検証No. 2の区民意見の把握、第14条区政運営の原則でございますが、主な関連制度は、アンケート調査等の事例ということで、景況調査、それから各施設利用者アンケートですとか、高齢者の保健と福祉に関する調査内容につきまして、資料3の個票のほうとあわせてご覧いただければと思います。

評価の視点は、多様な方法により区民意見は把握されているかということで、意見としては、区民の意見やニーズは多様であり、それに対応するには資源に限りがあると思うので、優先順位の明確性が重要と思う。優先順位の決定には、区民の意識調査の活用、新宿区の基本計画、総合計画に基づき、優先順位を決めるとき、区民会議の開催も一つの方法だと思う。それから若者の意見も拾うようにしていただけるよということで、評価につきましては、B、Cで、ある程度把握されているという評価でございます。

それから、5ページに行ってくださいまして、検証No. 3、区民への説明責任、第12条、区の行政機関の責務でございます。

主な関連制度につきましては、「広報しんじゅく」、「暮らしのガイド」の発行、配布、(2)のホームページ、しんじゅくノートの管理及びツイッター、フェイスブックを使った情報発信、(3)でケーブルテレビを活用した広報番組の制作ということで、区民への説明責任につきましては、視点を幾つか分けさせていただいています。ここでは、視点①区政情報の取得しやすさが評価の視点にあります。多様な方法により区政運営に関する情報をわかりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たしているかということです。

意見といたしましては、区政情報の周知という点では、まだまだ問題があり、繰り返す必要がある。また、高齢者・障害者には、民生委員・見守り協力員の口伝えで伝達するとよい。2点目としては、区政情報の取得には、行政の責任、区民の意欲等に大きく影響される。双方の努力が必要。3点目、自治基本条例の認知度を今後さらに高める努力が必要。さまざまな媒体を駆使しており、取得しやすい状況と思う。最後に、地域に出向き、わかりやすく伝えなければ、12条の2項、区の説明責任に反すると、区民の学ぶ権利にも即した形で実施してほしいという意見をいただきました。

評価につきましては、取得しやすい、ある程度取得しやすい、取得しやすいとは言えないということで、Dの方の「広報しんじゅく」は家に届いていないと、用事がなければホームページも見ない、ケーブルテレビも見たことがなく不要というようなご意見もいただきましたけれども、こういった意見の取り扱いをどうするか検討を進めたいと思います。

6ページの下の方視点②、紙面・画面等のわかりやすさということで、評価の視点は、多様な方法により区政運営に関する情報をわかりやすく区民に提供する等区民への説明責任を果たしているか、実際にわかりやすく伝えているかというところで、意見としては、重要な情報は繰り返し継続的に情報提供すべき。自治基本条例等は特集でわかりやすく解説すべきであるということで、評価については、B、Cが5人ずつ、あと、わかりやすいとは言えないという評価になっています。

個別事業、意見、質問事項はご覧のとおりでございます。

7ページの下、視点③多様な方法による、わかりやすい区政運営の情報提供につきましては、評価の視点は同じでございますけれども、意見としては、多様な媒体を駆使したり、区民参加の番組づくりなども工夫して、情報提供に努めており、特別問題はない。提供方法に工夫が欲しい。というような意見をいただいております。評価については「よくできている」が1名で、「できている」が6名、「ある程度できている」が2名、DとEが1名ずつということで、Dの意見につきましては、自治基本条例制定後、どのように多様な方法が取り組まれたのか、どのようにわかりやすく改善されたのかが不明と。それから、結果として、新宿の情報は届いていないというようなこともいただいております。

個別事業への意見と質問事項はご覧のとおりでございます。

それから、同じく視点④で説明責任は果たされているかということなのですが、ご意

見としては、その情報をもたらす問題や課題についても情報とあわせて提供してほしい。今後とも発信や政策等が説明責任を果たしているかを自覚し、その努力をしてほしい。区に相談するとそれなりの政策が実施または対応されていることがあるが、対象と思われる先には個別的に努力してほしい。説明責任は果たされていると思うが、自治基本条例の認知度3.7%と聞くと、提供側の問題なのか、受け手である区民側の問題なのかと考える。この視点は双方の問題があって難しい。プッシュ型の情報提供、コンテンツの内容のエンターテインメント化などが課題。出せばよいというわけではない。興味を引くような内容にしてほしいというところがございます。

評価については、その次9ページになりますけれども、Aの説明責任はよく果たされているというのが1名、果たされている、ある程度果たされているが4名ずつと、それからD、余り果たされていないというのが2名いらっしゃいまして、Cのある程度果たされているという方でも評価の理由として、わからないというのは本音というような意見もいただいています。それから、わかりやすく提供されてこそ意味がある。解説に書いてあるとおりだと、そういうふうにしてくれということですとか、情報があっても知らせることができていない、また情報がおもしろくないと読もうと思わないというようなご意見もいただいています。

それから、次に、10ページ、検証番号No. 4の情報公開制度、これは15条の情報公開でして、評価の視点としては、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、積極的にこれを公開することにより、区民との共有が図られているかというところがございます。主な関連制度は、新宿区情報公開条例です。

意見としては、公文書公開請求者の範囲を何人へと拡大したのは、誰でもできると拡大したのは評価できると、進んでいると思うというご意見をいただいております。評価は、A、B、C、D以下のとおりで、進んでいるというのが大多数となっています。ただし、進んでいるとは言えないという方については、ご意見として公開に関しては、各課ごとに対応がまちまちだというご意見もいただいています。

個別事業、質問事項についてはご覧のとおりとなっています。

11ページ、No. 5、個人情報保護制度、こちらは16条の個人情報保護ですが、評価の視点は、区が保有する個人情報に関する情報を保護し、適切に管理されているか。

主な制度については、新宿区個人情報保護条例がございます。

意見としては、個人情報は保護と管理を誤ると個人のプライバシーや人格を傷つける

ことになる。これからもさらに慎重な運営を要望する。具体的に詳しく個人情報保護法を私は理解していない。この条例も運用上過保護法にならないよう適切に運用してほしい。余り行き過ぎたことにならないようにということです。世の中の的には、個人情報の漏えいが後を絶たない。区におかれてもより適切に管理するよう希望する。現状問題はないと思う。事故が発生した際の管理はなされているので安心できると感じる。最後に、今後も重視して対応してほしいという意見をいただいております。

評価については、大方B、適切に保護・管理されているという評価をいただいております。

個別事業、それから質問事項は以下のとおりです。

次に12ページ、検証No. 6の組織の整備、第14条区政運営の原則です。

評価の視点は、組織相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮できるように組織が整備されているかということで、主な関連制度等は、(1)の組織の整備、組織改正です。

それから、(2)の新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。

意見については、多数寄せられておまして、それぞれ受け皿となる施策と連携を図り、よりサービスの向上を期待する。連携を活性化するには、目標管理や評価に組み込みなど、自主的に活動できる仕組みの工夫があるとよい。組織は、かなりよく整備されているが、運用面で問題も見受けられる。一例として、区政の最前線である特別出張所の人事で、戸塚では3年前と今年と2度も所長・副所長の同時異動が行われた。経験が必要であるということをご意見としていただいております。それから平成26年度に組織改正を行ったとのことだが、自治基本条例施行前の20年度の組織改正から特に進んでいるとは思えず、14条4項が活かされていないように感じる。改正するたびに名称が変わるので、区民は苦勞するのではないか。行政需要の変化とともに、組織の整備は常に求められる。「相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮するように」ということは、行政組織にとっては永遠の課題であると思う。しかし、説明にもあったように、課題に応じて専管的な組織をつくって対応するなどの時宜に応じた工夫を求めたい。業務の委託化といっても、昨今は単なる業務委託からプロポーザル公募による委託——これは協働にも近いんですけども、などもあるのではないか。区・事業者双方にとって有益な形態となることを希望する。企業差、個人差があるにしても、指定管理業者によるよしあしを感じる。定員の適正化には努めていると思うが、指定管理については厳しいフォローが必要と感じた。区民が主役になって組織整備をしていく必要がある。人事



行政の透明さは理解できた。少し個別の話も混ざっていましたが、以上のような意見をいただいております。

評価としては、整備されている、ある程度整備されているということで、余り整備されていないという評価もいただきましたが、これについては、組織の整備については、さらなる検討が必要というご意見をいただいているところです。

それから、次に14ページに行ってくださいまして、今度は検証番号7の公益保護、検証番号8の法令遵守、検証番号9の公正・公平な職務遂行ということで、第13条職員の責務です。

評価の視点は、職員は区を愛し、区民の視点に立って区の自治の実現に努めているかということで、主な関連制度等は、(1)の新宿区公益保護のための通報に関する条例、2番目の新宿区職員の行動基準及び責務等に関する条例、3番目の新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例ということで、ご意見といたしましては、責務やサービスを自覚して働いている、さらに公正・公平な職務遂行を期待する。従来から整備、実施されていたことを自治基本条例の中に職員の責務として改めて位置づけ、それによりサービスの宣誓や人材育成基本方針に盛り込むなど、自治基本条例が具体的な形となって示されている。このことが一人一人の職員の仕事にどのように反映されているのか。行政機関はどこも非常によく取り組みをしている。透明性は高い、透明性をはかるため説明責任を果たしているかというような意見をいただいております。

評価といたしましては、ほぼ「ある程度推進している」以上の評価をいただいております。余り推進していないところについては、仕組みがあるけれども、認知をしている職員が少ないんじゃないかという意見もいただいております。

個別事業、質問事項はご覧のとおりとなっております。

次に16ページ、検証番号の10番、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上ということで、これも第13条職員の責務が関連する条例でございます。

主な関連制度等につきましては、職員向け講演会等の実施と、(2)の新宿区職員研修規程、特別区職員研修規則、それから地方公務員法に規定する研修のところでございます。

評価の視点といたしましては、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に取り組んでいるかということでございまして、意見については、取り組んでいるのが感じられるが、向上は無限、頑張りを期待すると、励ましの言葉をいただいたり、学ぶことはよくできている、身につくよう一段の努力をすべき。それから、管理職になりた

がらない風潮は問題。受験率が低いということでこういった意見をいただいております、改善のための対策が急務である。それから、職員能力、資質向上のため、多くの職員が昇給試験を受けることを望む。従来型の公務員像では変化の激しい複雑化している区民ニーズには応えられない。職員に求めるのは政策形成能力であり、そのためにはコミュニケーション能力が必要、研修をどう生かしていくかが重要である。職員間での議論、シッパスサロン、自主勉強会なども必要だが、地域に入って地域住民、団体、NPOなどと話し合うなど、現場での経験があつてこそ研修も生きたものになるのではないかと感じない。それから職員研修に対する取り組みを評価する、技能向上は条例制定後特に向上していると感じない。効果が余り見えないものは廃止したほうがよい、といった意見をいただいております、評価については、よく実施しているから余り実施していないまで、評価をいただいております。余り実施していないというところでは、成果のために投資するという意識が低いと感じた、目的の明確化、結果の可視化、PDCAを重視すべきという意見をいただいております。

個別事業、質問は以下のとおりとなっております。

次に、18ページ、検証番号の11番です。行政評価の実施と区政運営の適切な反映、これは第14条の区政運営の原則ということで、関連事業は、行政評価制度というところでは、

評価の視点といたしましては、行政評価を実施し、その結果を公表して、区政運営に適切に反映しているかということで、ご意見としては、外部評価制度は大変よいと思う。経常事業評価の中で、防災事業の普及を例にとって説明されているが、内部評価、外部評価がなされ、その結果を受けて、適当でない点と評価された点についての区の対応と予算措置についての流れがよく理解できた。区民への説明責任を果たすべくさまざまな工夫はなされているように思う。制度はしっかり運用されていると感じる。内部評価は評価だけではなく、具体的、建設的な改善策までなされるほうがよいと思う。批判なら誰でもできるということで、ちゃんと改善案まで出してほしいということでした。それから、最後に内部評価を基準にすることで、行政に偏った評価になりやすい、外部評価の独立性を高め、直接疑義を発信できるような区民主役の評価がよいと思うということで、評価については、よく進んでいるAからDまでの評価をいただいております、余りよくない、DとEの評価につきましては、行政評価はもっと多くの区民に対して実施してほしい。区長トーク同様各部の部長トークなどをしてみてはいかがかと、直接出向いて

意見を聞くことは大切ですよというご意見です。それから、区民が主役になり、直接的に反映されているとは言い難いという意見もいただいております。

次に、19ページ、検証番号12の財政の健全化、第14条関連ですけれども、主な制度としては、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立ということで、評価の視点につきましては、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めているかということに對しまして、意見としては、予算案の概要に行政評価の反映、また事務事業の見直しという側面から予算案が説明されており、行政評価や事務事業の見直しと予算編成の関係がわかりやすく説明されていて、財政健全化につながるものと理解する。取り組みが多面的で評価できる。翌年度以降の積み残しや課題があるとなおよい。計画的に行われている健全財政によく回復した、区民の負担をより減らすために財政に取り組んでほしいという意見をいただいております、この評価につきましては、AからCという評価をいただいております。現在の財政は健全なのか、条例制定前と比較して再検討してみるべき、財政が安定しているのはよいと、今後、将来世代に負担のないようにということしてほしいという評価の意見もいただいております。

それから、次に、めくっていただいて20ページ、検証番号13、区の財政状況の公表、こちらも第14条関係で、制度につきましては、(1)の新宿区財政状況の公表に関する条例、(2)の予算編成の情報公開ということで、評価の視点は、適切な方法で区の財政状況の公表が行われているかということです。

これに対する意見については、財政状況の公表に関する条例にのっとり公表されている。それから、予算編成過程の情報公開では、予算見積もりを公表しているのは積極的な情報公開と理解する。素案の概要では、行政評価や事務事業の見直しという視点からの予算編成の項も設けている。また、主要施策事業についても、事業ごとにわかりやすい詳細な説明がされているので、予算編成の情報公開としては評価できる。当日お配りした新宿区の財政はわかりやすいので、これを誰もが見られるようになるといい、細かく具体的なところまで記載がなされている。最後に知識がない人には難しくてちょっと理解できない。2,000億円もの予算を扱う以上は区民に情報を伝えるだけでなく、財政への理解をいただき、意見を拾うことがよいという意見をいただいております。

それから、評価につきましては、AからEまで、ご覧のとおりでございます。Dの評価については、単に公表すればよいというものではないと先ほどと同じです。広報を見て区民のどのぐらいの方が理解しているのか、10人以上に情報をわかりやすくという

点では、もう一步進めてほしい、あるいは資料が難しく公表している内容を理解するまで大変だと感じたという意見をいただいているところです。

次に21ページ、検証番号14、多文化の共生のまちづくりの推進、こちらにつきましては、関連条項は第24条、国際社会との関係ということで、関連制度は、多文化共生のまちづくりでございます。

評価の視点につきましては、国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び調和に努めているかです。これに対してご意見としては、全般的によく努力をしている。新宿区の施策は外国人の支援を主としている感じがする。日本語学校教室は、今後も大いに進めるべきと思う。日本語は、日本の文化そのものである。その意味で、コミュニケーションの手段だけでなく、日本語の深い文化的意味をも伝えてほしい。現在のようなグローバル時代状況の中で、多文化共生は必要な思想であり、そのための施策を推進することは当然のことと思う。新宿区が1割を超える外国人住民を有する自治体であることは、都内だけでなく、全国的にも多文化共生のまちづくり施策を推進する自治体のモデルとなるべきと思う。しかしながら、条例制定の際の区民検討会議の中でも、多文化共生について疑問を述べる委員も複数あり、問題が決して単純ではないことを察するところである。外国人住民に向けた政策は、他地区に比べて手厚い。総合理解と調和に向けた具体的な活動は地元町内会と外国人団体の巻き込みが重ねて感じる。これは大久保地区のことだと思えます。それから、国内ではトップレベルである、しかし日本人に対して外国人とうまく共存していく環境は不十分である。外国人に対する不調な点はまだ多いと思うというご意見をいただいております。

評価につきましては、かなり評価の理由、ご意見を多くいただいております、ご覧のとおりとなっているところです。多文化共生のまちづくりはよく進んでいるという評価につきましても、課題は多いが一定の策は講じており評価できる。地域による多文化共生の温度差が大きい。早急には進まないとも根気よく進めることが大切、新宿韓国商人連合会が11月6日に発足、地元の商店街と共存共栄、地道に対応している。取り組み状況に示されている4つの項目、施策いずれも手厚く取り込まれていることは評価できる。ただ地域、特に外国人居住者が多い地域、住民の中には、日常生活を営む中で、外国法人に対する理解が根強くあり、外国人に対する施策とともに、地域住民を巻き込んだ多文化共生のまちづくり施策を展開することを希望する。それから多文化共生推進課も設けて多文化共生を進めているが、多文化共生の前提議論、プラス面、マイナス面、

そして目指す基本的姿勢をはっきりすべきである。外国人ビジネスをベンチャー企業が展開できるような環境を期待する。行政より民間の力を発揮できるようにすべき。会議の運営をやっているが、外国人の生の声を生かすようにしているのかが見えにくい、最後に、第24条について、多文化共生という言葉だけで済ませていいのか。外国籍の人が数多く住み、働き、学び、また海外企業も数多く存在し、観光客も多く訪れる日本でも特に特色ある新宿であるからこそ、国際都市という自覚をもっと持っていかなければならないと思うという意見もいただいています。

それから、次23ページ、No.15です。区民の区への参加・協働の機会の提供、これも第14条関係でございまして、関連制度につきましても、区政参加、協働の事例ということで、区民会議、それから区民検討会議、2番目にNPOや地域活動団体、多様な主体との協働の推進、3番目に区民参加によるまちづくりの推進、4番目に協働によるまちづくりの推進ということで、ご覧のとおりのお事業について説明をさせていただきました。

評価の視点といたしましては、区民の区政への参加及び協働の機会が提供されているかというところございまして、これに対する意見としては、区民を幅広くとらえる。区政への参加を促し、区民と行政との協働、そしてさまざまな主体間の協働の機会を提供していくことはまさに自治の基本と言える。新宿区はNPOの数も多く、NPOと地域団体が協働することで、それぞれの特性を生かした活動ができると考える。NPO協働推進センターがいわゆるNPO支援のためのセンターではなく、協働推進と名づけられたのは理由があることで、区行政としても、トータルにとらえて地域への働きかけを推進してほしい。協働は、行政と地域のほかに専門家の参加が重要なので、NPOへの支援の一層の強化を要望したい。区の計画施策の立案段階、計画段階からの参加協働をなるべく多くの人に実施してほしい。区民会議の事業は大変よかった。現在の区民と行政の協力の活動の基盤がこの区民会議でしっかりでき上がる。区民会議、区民検討会議、各種審議会への区民参加の努力を果たしているが、その内容や情報の提供の工夫が必要。制度は充実している。若年層への関与について具体的な取り組みをしてほしい。構成メンバーから新しさや、サイレントマジョリティーの意見をくみ取れる。彼らの意識づけを区としても仕掛けてほしい。結果として、取り込めない層がいる。情報に多様な方法とあるが、多様な方法、インターネットなどができていない。最後に、条例制定による変化を感じられない、特に審議会などはもっと多くの世代に参加してもらい、また、も

っと多くの人によって検討すべきである、区政の参加をもっと具体的にわかりやすい方法で門を開かなければ区民はなかなか一步踏み出せないと思うと意見をいただいています。

評価につきましても、ご覧のとおりとなっています。一応、意見の中で、大体同じところですので省略をさせていただきます。

次が、25ページ、検証番号16、国、他の自治体及び関係機関との連携協力ということで、関係条例が第23条です。国、他の自治体及び関係機関との連携協力、主な関連制度は、伊那市等との交流・連携ということで、ちょっとこれだけでは不十分ということで会長からもお叱りを受けましたけれども、評価の視点ということで、公益的な課題、または共通の課題の解決に当たり、連携または相互協力をして取り組まれているかというところがございます。前回の会議の終了後、関係資料を送らせていただいて見ていただけたと思いますけれども、意見といたしましては、国等との連携協力をより進め、関連する施策課題の解決に向け積極的に取り組んでほしい。そのために、対等な立場の確保は重要である。会議でも指摘があったように、この検証項目の主な制度として伊那市との交流・連携が強調されているのは、それも必要なことではあるが、もう少し広い視野に立っての政策課題が求められる。かつての姉妹都市交流の時代は過ぎ去り、課題解決型の交流・連携の時代である。その意味では、伊那市とのカーボンオフセットの取り組みは興味深い。地方分権が地方主権として新宿区政に生かされていくことを望む。課題の解決を目標に、他の地域との協力をして解決してほしい。伊那市との交流は課題の解決に当たっていることがわかりづらく、連携・協力をなしているのではなく、友好関係に過ぎないのではないか。そもそも第23条を検証するのに文化観光課長のみの説明という検証会議での進め方に疑問を感じる。他の自治体との連携・協力で縁の深いところが目立つ、それはそれでおもしろいし、大いにやっていただきたいが、継続性という点で少し心配な面もあるという意見をいただいております。評価については、AからEまで評価をしていただいています。ちょっと厳しいDとEにつきましては、東京都と新宿区の関係がよく理解できないであるとか、新宿区には多くの課題に対する取り組みとして弱いと感じたので課題を明確にし、協力して解決してほしい。観光と区民交流や職員派遣については、継続的に行われているようだが、条例制定後に、特に力を入れているとは思えない。ちょっと厳しい意見もいただいているところです。

個別事業への意見・質問等はご覧のとおりとなっています。

検証項目の17番、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利、これは第5条の区民の権利等です。制度としては、生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化ということで、評価の視点といたしましては、生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化が行われているかということに対し、ご意見としては、地域自治の担い手になるには学ぶことが欠かせない、学ぶことは権利として認められることを大切にしていきたい。自治の担い手として、人材育成は重要な課題である。いわゆる生涯学習の機会はかなり整備され、多くの区民に提供されている。しかし、自治基本条例の第5条に活動内容は充実しているが、運営上の課題があるとわかりやすい。生涯学習会区民プロデュース支援事業ということで挙げられる。規定された学ぶ権利とは自治の担い手としての区民の権利という意味が込められている、今年度の自治フォーラムは企画内容も工夫されていた。ふれあいトーク宅急便も他自治体にはない施策であり、もっと活用されるとよい、それから生涯学習活動の活性化はさまざまな取り組みが行われていることはよくわかった。区民の学ぶ権利は、区民のニーズを取り入れてない、また実質行政ニーズのみの学習の機会であって、機会の提供をしているとは思えないという厳しい意見もいただいています。最後に、第5条の学ぶ権利は、生涯学習としてのとらえ方もあるが、一方で自治の担い手としての学習の機会という点にも目を向けなければならない、解説にあるように、理解する、情報を共有する、施策を提言するの前提としての意味合いを忘れてはいけない、出された情報は施策を説明してもらうだけでなく、理解するための学習をする機会を保障してもらう権利でもある。これは情報公開ともリンクするが、そういう学ぶ重要さ、機会が与えられているとは思わないという意見もいただいています。

評価は、ご覧のとおりとなっています。

個別事業の意見、質問事項はご覧のとおりです。

あと最後になりますが、検証番号18番、子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障ということで、これは第22条の子どもの権利等、それから第14条の区政運営の原則にもかかってくることでございまして、主な関連制度は、新宿区次世代育成支援計画、新宿区教育ビジョン、それから地域が参画する学校運営のしくみづくりの3点でございます。

評価の視点といたしましては、子どもが社会の一員として自らの意見を表明する権利や健やかに育つ環境が保障される取り組みが行われているか。意見としては多数寄せられておりまして、自治基本条例を設けるときの議論として、次世代の子どもが自治の担

い手としての育つ環境をも含んでいた。また権利と義務についても両輪であろう。権利等については子どもの能力に応じた義務や、大人の支援、助言も含まれていると解するという。それから自治基本条例に子どもの権利が条文となって織り込まれているのは高く評価したい。また、人権尊重教育推進校の取り組み、小・中学生フォーラムの実施等に注目したい。小・中学生フォーラムはよくある子ども会議のようなものではなく、区長が出向いて子どもたちと意見交換をするという試みは好ましい。不登校対策についてはいたずらに学校に戻すことのみを目的にするのではなく、子どもサイドの利益を尊重する形で進めてほしい。健やかに育つ環境を保障されているようにも思う、それから教育の中に自治基本条例がどう生かされているか不明、これからに期待する。次に、子どもが意見を表明する場が限定的すぎる。大人よりよい意見を持っている子どもはたくさんいると思うので、子どもも区政参加を推進すべき。次に、次世代育成支援計画は本条例をかんがみて目標を掲げていると思う。次に、現在、新宿区次世代育成支援計画がパブリックコメントに付され、地域協働学校は実施校と準備校で実施されている。どの分野においても、これからどうするかが問われていると思うので、今後も見守っていききたい。次に、教育ビジョンは学校の評価方法でアンケートを実施しているが、生徒、児童の意見表明する権利が保障されていないように思う。また、地域のまちづくりに興味を持つように努めていないのではないか、次に、意見を表明する権利として、生徒会役員交流会、アンケート、評価などの取り組みはよい。もっと発言できる環境を設けて、それらがどう反映されたのかフィードバックがあるとなおよい。

次のページに行ってくださいまして、学校評議員、地域の立場から見てPTAや保護者ほど正確に評価できず、経営者、校長と、情報交換を密にする必要がある。上辺のみの評価は避けるべきと、子どもの意見を言う機会が限定されているのではないかと、運営協議会に子どもが参加する場面が淀四小にあったそうだが、余り多くないと思う。多くは先生とか、保護者とか、地域じゃないかということ。最後に、自治基本条例ハンドブックの活用が行われているとは思えないと、印刷代がかかっているのだから、まずは新宿の憲法である自治基本条例をもとに、新宿区政を学ぶことから始めていかなければならないと思う。その上で、社会の一員としての自覚を持ち、意見を表明するというのが筋立てられる。また、その意見は聞くことも大切である。条例に子どもの意見表明の権利が定められている全国でも数少ない新宿区の自治基本条例である。だからこそ、その特徴を生かした子どもの意見表明の場をもっとつくるべきであると意見をいただい



おります。

評価については、A、よく行われているから、E、ご覧のとおりのものとなっているものでございます。この理由についても、今、意見にあったようなものと同じでございます。意見については個別のものも含まれておりましたけれども、またこういったものは整理していきたいと考えています。

以上、これまで皆様方に第2回から第5回まで検証していただきまして、それから提出していただきました評価、評定票、これに基づく整理をさせていただいたということで資料のようにまとめさせていただきました。

説明は以上で終わります。

○辻山会長 ありがとうございます。

こうやって聞いてみると随分たくさんの方の事をやってきたんだなと改めて思いますし、皆さんが積極的に評価についての意見及び総括的な意見も提出されていたことがよくわかりました。今説明をしていただいた部分について、ご質問等があれば少しここでやっておきたいと思います。いかがですか。

報告書の下敷きになるものにもなっていくと思うので、扱いについて少し意見があれば皆さんの意見も聞いておきたいと思います。

はいどうぞ樋口委員。

○樋口委員 意見じゃないんですけども、ちょっと訂正をお願いしたいんですけども、27ページのところで、ちょっと意見のところで、私が間違えたのか、そちらで何かあったのかと思うんですが、27ページの意見の丸ポチの3番目のところなんですけれども、これ私が出した意見なんですけど、1行目の、「しかし自治基本条例の第5条に、というのは、次の活動内容は充実しているが運営上の課題がわかるとよい」が、これはなしで、「自治基本条例の第5条に規程された学ぶ権利とは」というふうにつながっているはずなんです。ずっとほかの文章が入り込んでいると思うんですけども。すみません、訂正をお願いします。以上です。よろしくをお願いします。

○企画政策課長 事務局の単純なミスですので申しわけありませんでした。

○辻山会長 そのようなことでも結構ですので、どうぞ。いろいろとご意見をお出しく下さい。

いいですか。事務局からは、ここで私と内海副会長に今の報告についての若干のコメントを求めるみたいなことがあるんですけども、どうでしょうか。

ちょっと今までの出された意見にも幾つかございましたけれども、要するに、私たちが照会されて検討してきたこの行政の施策というのが、自治基本条例の制定を契機として、新たに立案され、生み出された制度、政策なのか、それとも、自治基本条例ができたがゆえにそれに触発されてさらに充実し、展開しているのか、というようなことについて混ざっていると思うのです。ただ、必ずしもそのような関係が明白でないものの中にはあったなという気がいたします。ただ、全体としての受けとめ方ですけれども、自治基本条例が直接の動機にはなっていないけれども、このさまざまな施策がおおむね条例の規定、または精神に大きく違背してはいないのではないかなというようにことがトータルの評価として私には感じられました。これ以上のことについては、さらに検証2のところで、私たちが最終的に何を報告書として検証会議の意見にしていくのかというところで、少し議論をしたいというふうに思いますけれども、皆さんから寄せられた意見は、これまで公式に配られてきた自治基本条例の逐条解説を相当程度肉づけするものになりそうだなという気はしておりましたし、これまでの逐条解説では抜けているぞというところが幾つも指摘されているような気がいたしました。自治基本条例を充実していくためには、やはりそのような努力をこれからも続けていっていただくことが大事なんだなということを感じたところでございます。

以上、若干のコメントでした。

副会長いませんので省略します。

では、時間をあけずに、2番の検証2のほうへ入っていきたいと思いますが、いいですかね。どうでしょうか、事務局何かございますか。

○企画政策課長 今、会長のほうから、報告書という話がございましたので、若干触れさせていただきますけれども、この会議で、皆様方に検証いただきまして、その成果として検証結果の報告書をまとめていきたいと思っております。本日、資料4を未定稿ということでもまとめさせていただきましたけれども、検証につきましては、こういった形で、これを基本としてまとめていくというふうに今考えているところです。ただ、先ほども申し上げましたけれども、質問事項とか、個別の事業についての意見については、別の扱いとします。各所管から皆様へ、紙でまとめてお応えするような形になると思っております。個別事業については、それぞれの事業の話として、今回の検証から外れてしまうので、主な総括的な意見ですとか、あるいは評価の理由の意見、そういったところが重要になってくるのかなというところでございます。

それから、本日の次の第2部ということで、前文や条文全体についての意見を伺っていききたいということになるんですけども、その中で、条文の中には議会に関することなどもあります。議会については、議会の事項ということで、別の扱いにしていきたいと思います。ただ、検証については、区と区民、議会の検証ということで、前にもお話ししましたが、この会議での検証の内容を議会の特別委員会、これは自治基本条例を所管する自治・地方分権特別委員会というところに今まで報告しておりますので、そこからの意見を次回の2月に予定している第7回の検証会議で、皆様にご報告をさせていただきたいと考えているところです。よろしいですか。

以上です。

○辻山会長 というようなことで、今後進んでいくということでございます。

私の印象としては、個別の事業のところにも、総括意見のところでも少しやりとりが可能なものも混ざっていたなという気はしています。

○企画政策課長 それについては、事務局で整理させていただいて、皆様にご提示させていただき、ご意見をいただいてまとめていきたいと思っております。

○辻山会長 はい。そういうことで、この個別検証の評価についてはやっていくということにいたします。

はいどうぞ。

○土屋委員 個人的にというか、ちょっと私が考えていることなんですけれども、この報告書を出すに当たって、これって事業評価から見た自治条例の検証の報告書だと思うんですけども、私がちょっと今知りたいなと思っている情報は、できれば職員の方にアンケートをとって、自治条例ができたことによって自分はどのように変わったかというか、職務がさらに自治条例によってやりやすくなったか、やるようになったか、それともそれがちょっとネックになってやりにくくなったところがあるとか、そういうアンケートをできましたら取っていただけたら、そういう情報があればなおこの自治条例の検証ができるのかなと思っております。皆さんはそれに対してはどうお考えでしょうか。

○辻山会長 その前に、今のご意見は、最終報告書にまとめるまでにアンケートをやって、その結果を折り込んでいこうと、こういうことですか。そういう提案でしたけれども、いかがですか。

はいどうぞ。

○安田委員 今、土屋さんの意見は最もだと私も思います。ですから、みな職員が宣誓をしたり、これを読み込むわけではしているとは思いますが、それについて今までと違った職務の責務というのが認識されたのかどうか含めて我々はやっぱりそちらのほうの内部評価もしていったらよろしいですね。

○辻山会長 そうですね。これは多分手間隙と予算のこともありますので、課長の感想を聞いておきましょうか。

○企画政策課長 実は、第1回目に昨年度の新宿区自治基本条例関連制度評価結果、内部評価の資料をお出ししたんですけれども、昨年度、管理職にはアンケート調査をやっているんです。と申しますのは、職員一人一人にやるのは負担がかかってしまうということもありまして、なかなか難しいんじゃないかということで、管理職にアンケート調査を実施してまとめたものがございますので、別途資料を皆様方にお配りしたいと思いません。

○辻山会長 またそれは見せていただくことにして、一般に基本条例をつくったところは、職員たちは四苦八苦している。当たり前なんです。だって、主権者である市民の立場で、こうせいよ、ああせいよということがいっぱい書かれているわけですから、それをそのとおりやろうとしたら職員はそりゃ大変です。

例えば、ニセコ町の職員の話も聞きましたけれども、「わかりやすく」というこのたった5文字が入ったために、どれだけ苦労しているかということを知ることができなくて、ついには道路予算の説明書を、何々さんちの前から何々さんちの前までという地図をつけて、そして総予算は幾ら、そのうち自主財源は幾ら、国庫補助は幾ら、道の補助は幾らと、全部計算し直してやるものですから、もう膨大なものになってしまう。一度ニセコ町の予算説明書というのを見ていただきますと彼らの苦労がわかります。

それから、決まったことを常に6カ月早く仕上げないと、広報をして、パブリックコメントにかけるという時間を確保できないので、常に前倒しで追われているという話も聞いておりますし、当然だと思うんです。これで職員たちが仕事をやりやすくなったと言ったらよっぽど腑抜けた基本条例か、何かでしかないのだろうという気がするぐらい、やはり大変になっているという予測は私はしているところでございます。

さて、それで、前文及び各条文についての意見交換ということこれからやります。

今やったように、検証項目1から18の項目についての評価をいたしました。これでこの検証会議の検証を行ったと言えるかどうかというのが主たる課題でございます。

最初に、私、少しだけ、そもそもの自治基本条例を策定するときに、検討会議の座長をやったことがあって、もちろん前からの持論なんですけど、申し上げておきたいことがございます。

それは、私たちの学問の世界でも、何だかよくわからずに使われているのは、「自治体」という言葉と「自治体政府」ということ、私は、自治体政府と言わずに自治政府と呼んでいるのですが、これは違うんだよねということでございます。自治体というのは、そこに区分された地域があって、そこに住んでいる人々がいて、そして、そこをみずから治めていく。領域団体と言われるゆえなんですけれども、それが自治体なんだ。区域と人と、そこをその人たちが治めていくという前提で成り立っている空間、これを自治体という。しかし、その人たちが、自分たちで治めていくということをおあるときからちょっと難しいなど、無理だなど、朝起きたら出勤のために出ていかなきゃいけなくなったりして、できなくなったために、仕方がないので、ここでどうしようと、政府をつくって、そこにこの地域の領域運営の一部をゆだねようではないかということをつくったのが自治政府と、したがって、この言いかえて言えば、自治政府というのは、そこに住んでいる住民たちが設立したんですよということでございます。したがって自治基本条例というのは、そのつくった住民たちが、この政府にはこんなことを必ずきちんとさせよう、いやこんなことはさせないぞ、というような、そういうことを書き上げていて、そして、それを誠実に実行させる。聞いたことありますよね。一種の立憲主義と言われていてございまして、したがって、この自治基本条例も、憲法になぞらえて言われているところなのでございます。

同時に、ちょっとだけ内輪もめをご紹介しますと、有名な松下圭一先生という方がいらっしゃって、その方が私に対してこう批判しました。「辻山よ、間違えるなど、立憲主義で貫け」と、こういうふうにおっしゃったことがございました。その当時、私は、自治基本条例の制定にちょっと携わっておりまして、最初の自治体でやったときには、市民自治基本条例という名称で行こうというようなことを言うておりまして、それに松下圭一先生が、そのように注意を促していただきました。しかし、よく見てみると、ほとんどの自治基本条例は、政府をつくった住民たちが、その政府をどのように監督し、コントロールして、運営していくかという側面と、同時に、その自治体に自分たち住民ができることは何か、という形で、できることは自分たちの自治でやっという側面も当時書き込まれているのが通常の形態になっています。そのことを、実は松下先

生は、私に注意された部分なんです。住民が自分たちで汗をかきますということを憲法などに書くな、それは当たり前のことなんだからという意味だったんだろうと思います。が、立憲主義プラス地域は住民たち、その主権者である住民たち自身ができることはやっていく。この2つのことが基本になるんだと思うんです。

そして、きょうまとめていただいた1から18の検証は、実は最初のほう、つくった自治政府がちゃんとやっているかどうかというのを検証してみようではないかという側面でございましたけれども、一方で、それでは新宿区は住民たちの自治によって、どのようにつくられていくのか、維持されていくのか、これは基本条例にも幾つか書かれているのですけれども、そのことの検証はまだ道半ばという感じはしています。

そんなことも含めて、少し皆さんのご意見を聞いて、最終報告にはこんなことも盛り込んで行こうよというようなことがございましたら、ここで意見を出していただいて、そして、できればそれを記録に残して、報告書にも取り入れていきたいなと考えているところでございます。

どうですか、何かご意見ございますか。

はいどうぞ、安田委員。

○安田委員 今、会長のほうから、いろいろご説明いただいて、少し前文の文言の中での政府という文言がここに入っているわけですがけれども、その意味が少しわかりました。大変私はこの政府というものに対して違和感を感じた一人でございます。

松下圭一先生の地方自治のあり方というの、私は両輪あると思っています。ですから、ここでは松下圭一先生がどうのこうのじゃないんですけれども、あの方も比較的どっちかという国というよりは地方というこのものをかなり高く評価して、地域主権、しかも、憲法はうんぬんかんぬんから抵抗権まで設けろというような極端な理論構成をしている方と理解しているんで、私は辻山先生は、今の説明で、ああ柔らかくてよかったなと思っておる次第です。

意見じゃなくて、感想だったんですけれども。

○辻山会長 はいありがとうございます。

何かほかにもございますか。

最近では、立憲主義的な基本条例に挑むというところも出てまいりまして、例えば、奥入瀬町というところの自治基本条例は、町民の権利の中に経済的にも安心できる保障された生活、安心できるに生活の保障、これは25条の生存権のようなものを書き上げ

たところがあって、そのフォーラムに行ったときに、私は思わず本当に大丈夫なのと聞いてしまいました。それを怠ったらすべて政府がそれを、いわゆる自治政府がそれを保障していくというのは余りにも重すぎるぞという話をしたら、最近の逐条解説を見たら、そのような人を支え、保障していくのは自治体行政だけではありません、近隣の人々を含めた町民もその中に含まれていると考えるべきですというふうにちょっと加筆されておりましたね。そういうことでなければ、やはり立憲主義一本だけでは自治体の場合には難しいかなという気はしております。

どうぞ。

○吉川委員 今、いろいろお話聞いて、私たちが検証したことについては、もう間もなく終わりになることで、大体のその後の経過についてはわかりますが、では具体的に、これがどういう形で私たちは解散した後も生かされていくか、具体的なことについてちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○辻山会長 それはどうですか、課長、どうですか。

○企画政策課長 今回、3月までこの委員会あるわけですけれども、どういう形になるかわかりませんが報告書をまとめ、来年度、報告会、シンポジウムというような形で報告しようと考えておまして、その後、今、辻山先生に整理していただきましたけれども、自治体のコントロール、監督というような意味合いでの制度を今回検証させていただきましたので、それについては、この検証会議から区のほうに投げかけられたという意味で、今度内部のほうで、検証していきたいというふうに考えておるところです。

○吉川委員 わかりました。

○辻山会長 はいどうぞ高野委員。

○高野委員 実は、悩ましいというふうに考えています。今まで、制度の評価であって、その制度の評価が、本来の自治基本条例の中における制度説明だけであって、本来の自治の何たるという部分の説明を全然受けてないというのが実情だと思うんです。それだから、ここで企画がどういうふうにまとめるのかが、ちょっとかなり大変なんじゃないかと思います。その妙案はないんですけれども、それでさっきからちょっと悩んでいたのがそこなんです。だから、本来の自治基本条例をつくって、さっき先生が言われたような、自治政府をつくったのかなということをここで踏まえれば、そうすると、じゃ権利が保障されているという割には、全くそういう制度が見られない、だから、それが本来の制定した後の区民に対するというところと生意気になるからあれだけれども、区民が

その制度をわかっていて、それでそれを要求したり、行使したりするということがどれだけ大変かということがここでわからなきゃいけないですよ。その部分をどういう形でこの報告書をまとめるのかなというところがちょっと悩ましいなという、ちょっと余り説明がうまくないんですけれども、そんなことでした。

○辻山会長 高野委員から今のような懸念というか、余りすんと落ちてないようなこともあるんでしょうが、ご意見出ましたけれども、いかがですか。

はいどうぞ。

○伊藤委員 パンフレットとかを見ると、結構区民が主役というふうに書いているんですけれども、この検証してちょっと感じたことというのか、やっぱりパワーバランス的に政府側のほうが非常に強くて、何か変えようと思っても変えるまでのハードルが非常に区民が変えようと思っても、さっきもちょっとおっしゃっていたんですけれども、高いんです。こうした条例を制定することで、本来何をすべきかというのをちょっと自分なりに考えたんですけれども、どちらかという行政とか、そちら側の権限というのをどんどん区民に移していくという、そういう方向性というのがちゃんと明確に打ち出されていないと、こういう責務がありますよというふうになっていても、多分実情ってほとんど変わらないと思うんです。なので、そういったところをもっと権限を委譲したりとか、どちらかという区民というよりもそういった力があるほうを縛っていくような内容とかがないと、余り実情変わらないし、区民が頑張ろうと思っても動かないということで、かなりハードルも高いんで、変わらないのかなというのを感じたので、ちょっとその辺を考えていく必要があるのかなと思いました。

○辻山会長 はいどうぞ。

○土屋委員 結局、だから、そういうことを考えると、今ここで、まだ検討されていない地域自治組織、それを話し合っただけ進めていかなければならないのかなというふうに感じました。

それによって、区民がみずからまた地域のことを考え、その地域自治組織がどんな権限を持ってできるかというところにつながっていくんだと思います。

○辻山会長 はいどうぞ。

○安田委員 今、この自治基本条例で2つのぶら下がり条例というものは、今後、検討せざるを得ない、せざるを得ないというか、しなくちゃいけない必要性があると思うんですけれども、この件に関しては、いずれまた別途いろいろ検討されるべきものだと思う



んですけれども、今、出た地域自治組織ということも、現在にもたくさんあるわけですね。町会だって地域自治組織の一つの団体の代表的なものですし、いろいろな地縁団体が幾つもある、ですから、そこからどのように新しい地域自治組織をつくったほうがいいのかという議論は、これからだと思います。でも、現在ある地域自治組織と、住民自治を充実させていくという部分と、団体自治をどう両輪を回していくかということが本質的に自治の大切なことだと私は思っていますので、どちらが欠けてもうまくいかないと思っています。その中で、手法として、自治基本条例の中に参加とか協働というものを手法として強くうたっているんじゃないかと思っています。ですから、行政もさることながら各地縁団体、特に私は地縁団体で活動していてもいろいろな壁があります。なかなか同じ課題において連携がとりにくい、これは地域の地縁団体もそうであるけれども、行政もそうだと思います。特に行政のひもつきの地縁団体とか、まず横串が入らない、これは。それはそういうふうに、指示されているのかしれませんよ。目的はそういうことで一生懸命やっているんだけど、そういったところを少しチャンネルを変えて横串を入れるような行政も少しその辺を工夫されて、我々も地縁団体とも横串も入って、お互いに参加、協働ができればいいな、もっとよりよく進むんじゃないかなというふうに思います。日ごろいつもそうは感じています。

- 辻山会長 なるほど。そうですね、先ほど伊藤委員が言われた行政権限を少し市民にも委譲していったらというときの受け皿をどうするかというのがありますよね。そのような決定すべき権限がなければ参加とかと言っても何となくうつろになってしまいそうですしね。そのような設計が可能なのかどうかということは、もちろん行政の側、議会の決断ありますけれども、同時に、既存の住民諸団体の間のすりあわせとか、検討とかというようなものもやっぱりやっていかなきゃならないんだろうな。基本条例はそのこともやはり念頭にあるつくり方になっているんじゃないのかなという気はしているんです。
- そのほかどのようなご意見でもいいですが。

- 安田委員 すみません、教えていただきたいのが、どうしても私整理ができてないものがあるんですけれども、新宿区には基本構想というのがありますね。これは、自治法で定められた部分で、必ずつくらなくちゃいけないということで、法的なバックボーンの中で基本構想があると思います。それと、今回の自治基本条例との位置づけというのか、この辺は、法律というのには上下があるかもしれませんが、それをどのようにこの2つの部分を理解したらいいのかなと悩んでいるところです。どちらが上なのか、どちらがあ

れなのかという部分も含めて、ちょっと教えていただければ……

○辻山会長 誰がいいですか。課長に聞きますか。

○安田委員 課長に。

○企画政策課長 今おっしゃられた基本構想なんですけれども、以前は、地方自治法の第2条に議会の議決を経て定めなければならないとあったんですけれども、今は、もうその条項はなくなったんです。今、おっしゃられたところは、条例の第14条の第2項のところにあります。第14条の区政運営の原則というところで、区長は公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとするということで、ここに基本構想というのが登場してきます。今の時点では、法的に言うと、ここにしか登場してこないかなと、法令の位置づけで言うと、この自治基本条例にしか登場してこないかなというところがございます。ただ、その位置づけとして、どっちが上か、どっちが下かというところ、いろいろと解釈の分かれるところがございますが、ただそうは言っても、この自治基本条例は最高規範であるから、憲法であると言っていますので、やはりそういった位置づけであるかなと。ただ、それも、条例って本当は上下関係ではないんです、本来は。ただ、他の条例をつくる時には、自治基本条例との整合性を図って、つくるというようなこともあります。

○安田委員 それは、14条の今ご説明いただいた2項の部分というのは、自治基本条例を読んでわかっているんですが、それがまだ解けないのは、今わかりましたのは、自治法に基づかないんだという、もうそういうものは規定がなくなったよということ、しかし、この基本構想というのはその時点においてまで生きています。37年まで多分これは生きると思います、この基本構想は。とすれば、どう解釈して、バランスをとっていくのかなというのが、私の悩みなんです。

○企画政策課長 この自治基本条例自体は、基本構想に基づいてつくられたものですので、そういった意味合いでは、基本構想から自治基本条例が生まれたというふうな位置づけになるわけです。

○辻山会長 はいどうぞ。

○吉川委員 区民の1割が外国の方ということで、ということなので、新宿区にお住まいになっている外国人の方についての自治条例の説明ですか、それはどうなっているのかなと思ひまして。

○企画政策課長 企画政策課長ですが、残念ながら、そのところは今重点的にやってい

るものではございません。今後の課題というところでございます。ただ、多文化共生のまちづくり会議とか、そういったものもやっていますので、そういったところで周知していくですとか、その他の機会をとらえて、やっていくことは可能と考えていますので、今後の課題として、検討していきたいと思っています。

○吉川委員 よろしくをお願いします。

○辻山会長 土屋委員。

○土屋委員 前に、外国語の自治基本条例のハンドブックはつくっていると思うんですけども、できたばかりのとき、私たちが説明を受けたのは、新宿区に越してこられる外国人の方には、お渡しをするというようなことは伺ったんですけども、今はやっていらっしゃらないのでしょうか。

○企画政策課長 ハンドブック自体は、おっしゃるとおり英語とか、ハンガル、韓国語と、中国語をつくっていますが、転入してきたときのスタートブックというのはあるんですけども、それと一緒に確か渡してないと思います。

○辻山会長 基本条例の内容については、概略翻訳されていると考えています。逐条ではない。

○企画政策課長 ハンドブックの英語版と、韓国版、中国版はあります。印刷しています。

○辻山会長 なるほどそうですか。それはすごいな。余り聞いてない。

はいわかりました。

ほかにご意見、はいどうぞ。

○安田委員 今、この検証で、今までやってきたものに対して総括的な意見じゃなくてよろしいですか。

○辻山会長 そのほかに、はい。

○安田委員 そのほかに、そうすると、前文という部分でもよろしいですね。

○辻山会長 はい。

○安田委員 各条文も含めて。

○辻山会長 はい。

○安田委員 一つ、前文の中で、先ほどここにはいろいろキーワードがあると思うんですけども、私は、条例とか、法律に関しての文言というのは非常にキーワードはいろいろ議論してそこに表現しなくちゃいけないと思っています。それほど大事な部分だと思っておりますが、例えば、市民主権のもとというのが前文に書かれておるんですけど

も、これも、私はどっちかと言えば区民主権でいいんじゃないかと、区民という定義を明確にしておりますし、市民権というのは、幅がいろいろあるんですよ、市民のとらえ方。何々市の市民権であれば、それは、私はそういうなんでストーン入るんですが、ここは新宿区という区民の定義をしていますから、区民主権という文言でいいんじゃないかなと。市民権の意味というのはわからないことはないんですけどもね。そういう文言というものに対しても、何か市民権のもとというものには違和感を持っております。

それから、文言で言えば、前文の中で、多文化共生社会の実現、これは、実現できれば大変いいことなんですけれども、もっと多文化共生というものに対しての前提条件の議論をもっとしなくてはいけないんじゃないかということは、日ごろ思っているんです。多文化共生ってどういう意味合いなんだろうという、ただ文化が共生するということが本当にどうなんだかという、そういうことも含めて、常に新宿区に住んでいて、多文化共生って盛んに新宿区は言っておるんですが、捉え方というのは本当に議論されてこれを表現されているとは私は思っていないんです。自治基本条例のときも、この文言に対してとは一切議論されていません。だから、今後の問題として、やはりそれを実現するとなれば、その前提も含めて大いに議論し、プラスも、リスクも含めて整理していく必要が今後あるんじゃないかというのは、この多文化共生社会の実現という文言です。決して、否定しないんですけども、それにはいろいろなリスクを伴ったり、前提条件があるんじゃないかと、そんなことを感じております。

先ほどもう一つ、地方政府というのが先生の説明で、ある程度理解したつもりですけども、あと、新宿区の最高規範性というものに対して、検討会のときでも、自治基本条例の検討のときに、果たしてどうなんだろうという議論もありまして、私はこれは最高規範性というものは、条例の中では最高規範性であると、法律内で問題じゃなくて、条例内における最高規範性だと理解していますけれども、それでよろしいでしょうか。

○辻山会長 恐らく。

○安田委員 そう理解すべきではないかなと気もしているんですけども。

○辻山会長 ええ。適正に定められた法律を抜いていくことは今のところまだ難しいかもしれませぬ。ただし、実際の憲法としての地位をつくり上げていくためには、幾つかの裁判例を積み重ねていくことが必要になるだろうなという気はしていますね。

○安田委員 それと、文言の中で、今回の自治基本条例では、参加という文言を使ってお

ります。条例でも参加というものを使っておりますけれども、私は、これもやはりいろいろ文言の意味を考えたときに、参画というのも考えなくちゃいけない文言じゃないかなど。確かに、参加にしようか、参画にしようか、議論がありました。現在300以上の各地区の自治基本条例らしきものにおいては、6割が参加のような文言が設けてありますけれども、両方を使って文言の定義をして両方を使い分けているところもありますし、ですから、もし参加ということをするのであれば、文言定義というのがやっぱり必要じゃないかなという気がしております。やはり参加と参画と意味合いが違うんじゃないかというふうに私は理解していたんです。

○辻山会長 それは、検証会議として、この基本条例の前文を見直せという提言ではなくてもいいわけですね。

○安田委員 私は、今回の検証会議というのは、そういうものまで含んでの検証会議だと思って理解していたんですけれども、そうじゃないと、制度的なものの評価というものが先にあって、それで今回は一応閉じるという形になっていますから、それはそれで次のステップで個々のそぐわないと思う意見も持っている人がいると思いますので、例えば、区民と住民の位置づけというのがもう少し明確になってもいいんじゃないかなという気もしますし、ですから、そういうようなことが、ここで全てオーケーじゃなくて、文言についても、今後、議論する、より議論して、意味合いをきちんと伝えられるようになればいいと思います。

○辻山会長 2つの意味で、1つは行政の側がそのことの違いをよく理解して、これからも政策に取り組みなさいということと、もう一つは、議会に対して、基本条例を見直す、条例なんだから議会が作りかえるという責任がありますよという意味と2つ含みますけれども、双方の意味でいいですか。策定に参画した人間から言わせてもらえば、その辺は、相当な議論をした上で、見切りをつけた、どっちが正しいというふうに軍配を上げたわけではないんだけど、これで行こうという見切りをつけたというふうに認識しています。市民主権か区民主権かについても同様でございました。ですので、今後、これがいわば実現過程に入っていく中で、その議論があったということをおさえて、政策に生かしてもらいたいというふうなことは大事だろうなという気はしています。

また、そこを変えなければ、誰の主権なのかよくわからなくて、行使もできないよという、そういうことが想定されるようであれば、議会に対して新たな自治基本条例の見

直しと言いましょか、というようなことも検討してほしいという提言にもなり得るかと思いますが、それはあと2月、3月の最終の詰めまでのところでそのような意見については調整させていただくということにしましょかね。

○安田委員 はい。

○辻山会長 そのほかどうということでもいいですけども。

はいどうぞ。

○高野委員 喧嘩を売るんじゃないんですが、自治基本条例を区民、議会、行政三者でつくりました。そのときに、区民の意見が尊重されて結構区民はというところの内容がこの中に入っています。しかしながら、それがたった4年ですか、その兆候が全く見られないということなんです。これはどういうことなのかということになると、それだけ行政が強いのか、議会が弱いのか、区民が全く無能なのか、これがよくわかりません、これね。だから、これを本当の意味で3.7%か、その認知している度合いが本当だったら区民の皆さんは読んでいらっしゃると思うんです、これを。だけれども、絵そらごととは言いたくないけれども、それに等しい、当然あれだよというふうな感じでのことでの認知度が低いのではないかということで、ちょっと推察できるのかなというふうに思います。

それで、これを会長にお聞きしたいんですが、これを制定した後、区民が騒いでも、どうにもなりませんよね。この条例のとおりにするには、いかなる方法をとれば、この条例がいかなるのものになるのかな、というようなことをちょっと教えていただきたいと思います。

○吉川委員 難しいね。

○辻山会長 会議のときにも私申し上げたんですけども、このような市民による検証委員会のようなものをつくる自治基本条例がきちんと推進されているかどうかをチェックする機関をつくるということには真っ向から反対しておりました。それはまるで憲法の番人として、政府の上にも君臨したがつたような枢密院のようなものをつくることになりゃしないか、議員たちがきつとめげるよというようなことも申し上げました。そういう意味で、今の区民がぼやっとしているのか、行政が権力を振るい過ぎているのか、議会がお人よしなのかというようなそういう評価の視点は、恐らく枢密院的な視点だというふうに思います。どこか超憲法とは言いませんけれども、憲法的な組織がそう判断している。できればそれは区民に判断してほしいところなんですけれども、残念ながら

3.7%に示されるように、まだまだ本当の共有にはなっていないのかもしれませんが。

私は、今、言えることは、幾つかのところで、自治基本条例に沿った政策がどこまできているかということの検証をやっている運動を幾つか知っています。幾つかと言っても、全国で数百ある自治基本条例の中でそれをやっていて、私が知っているのは二、三個ですけれども。例えば川崎では毎年自治基本条例検証フォーラムというのをやっています、その都度テーマを決めて、例えば市民との協働はどこまで行ったのかとかというようなことで、各団体の方や行政も出てきてもらって、みんなでそれをもむということをやって、都合6回ぐらい来たかなという感じでございますかね。

あとは、甲府が自治基本条例を育てる会かな、いずれも、市民が団体をつくって、そういう実行委員会をつくって実行しているということでは、まだそれこそ行政との共同作業にはなっていないという気はするんですけれども、そういう動きがあるぐらいなのでございまして、あとほとんどのところは、できた、よかったね、そしてお披露目の市民フォーラムをやって、しゃんしゃんでおしまいというのが大半のところでございます。もっとも、ある研究者の調査では、市民の側から直接請求をして、自治基本条例をつくれと言って、基本条例制定に到達した自治体はゼロということございまして、全て政府の側から持ち出されたものである。このことを持っている本質がそろそろあらわれてきているのかなということでもあるんですが、それは政府の側と住民の側と同じ罪です、と思っています。だから、恐らくこんな形で検証会議をやっているのは、恐らくほかにはないんだろうなというふうに思いながら、私もやっていますけれども、この検証会議がもたれたことの意義が少しほかにも伝わっていくようなものを残したいなという気はしているのでございます。急にこれで新宿区の自治基本条例が生き返ったりなんかするということにはなかなかないんだろうという気はしますけれども、そういう努力はしているんだよということは見せたいなと思っていますところでございます。

はい。

○土屋委員　そういう中で、新宿区で条例をつくってから、自主的に新宿区自治基本条例を推進する会というのを立ち上げて、区民検討会議に参加したメンバーが中心になってなんですけれども、そこに参加していない方も何人か入られて、私たちは、約月2回自治基本条例の勉強を、ほかの自治体の自治基本条例なども参考にして勉強を続けて、どうやったら広がっていくとか、推進していけるのかということを考えているんですけれども、私たちにもシンポジウムのようなものを開いて広げていこうとはしているんです

けれども、やはりなかなか関心を持っていただけないというのが現状であります。

何を言いたいのかと言いますと、その中で、私たちは、個別条例である地域自治組織はどういうものであるべきかというか、およそのものと、あと住民投票について、こういうものをつくったらどうなのかというようなことを、一応素案という形である程度つくり上げました。まだまだそれは検討しなければならない多くの方の意見を伺わなければならないことなんですけれども、もし差し支えなければ、この会議の最後に、それを皆さんで検討しようというのではなく、参考にこのようなものをつくりましたということで資料としてお配りしてもよろしければ、お配りしたいなと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

○辻山会長 いかがですか、皆さん。配っていただいているいいですか。行政のほうはとめる理由はありませんね。

○企画政策課長 ただ、今回の検証会議と別とのこと。

○土屋委員 別とのことですね。全然関係ない。

○企画政策課長 PRしていただくということで。

○土屋委員 はい。

○辻山会長 ほかにご意見ございますか。はいどうぞ。

○伊藤委員 今、ちょっと小学生向けのパンフレットを読んだんですけれども、一番後ろのほうに子どもの権利というのが書いてあって、子どもに関しても年齢に応じてまちづくりに参加できますよということが書いてありました。これをちょっと読んで思ったんですけれども、若者、今回の検証をしてみても、やっぱり若者の区政参加というのが非常に遅れているんだなというのを感じまして、若者っていうのは、ほとんど子どもで、私も、何年か前はもう未成年だったんですけれども、そういった子どものころからちゃんとかういったものがあるということを知っていて、内容もある程度わかっていないと、若者がこういった自治とかを考えるということは非常に、私の周りを見ても、私は、ちょうど学生のとときに専攻がそういったものだったんで、何となくわかっているんですけれども、普通の一般の若者ってわからないし、もう自治という言葉すらも聞いたことがないようなそういう状況なんです。条例のここ22条のところを見ると、意見を表明する権利を有するというふうに書いてあるんですけれども、ちょっと私の私感的なことも入るんですけれども、意見を表明するというだけだとちょっと表現が弱いような気もしております。子どもも区政参加をする権利がありますとか、子どももまちづくりをす



る権利があるというふうに書いたほうが、何か子ども、私はすごい可能性を感じていて、自分よりも優秀な子どもってもう腐るほどいるというふうに思っているんです。すごいやっぱり能力の高い子どももいますし、能力に限らず、子どもの視点というのがやっぱり反映されない状態であると、それって大人が勝手に進めていってしまった社会に子どもがそのまま入っていくという、それってというのはやっぱり子どもの権利として、ちょっとどうかなというふうに思うんで、もうちょっとそういった若者であったり、子どもの権利というのを考えていただくとそういったボトムアップで新宿区自治基本条例というのを小学生とかに教えておけば、大人になったとき、さすがに37%認知度ということもなくなってくるんじゃないかと思って、授業とかでいっぱいやって社会科の授業とか、特別な学習とかでやっていただいて、ボトムアップをするという方向性も考えていただけるといいのかなと思っています。

○辻山会長 確かに、条文に書いてあるだけでは、なかなかうまく伝わらなくて、ある新潟県のある町村の基本条例にもやっぱり子どもの権利が書いてあったんですが、結局何をやったかというところ、そこは上越市に合併したんですが、町内にある学校、小学校、中学校、全ての学校に議員たちが出向きまして、合併の提案があること、そのメリット、デメリットを話して、みんなでそこで承認をとるみたいなことをやったらしいんです。それが、基本条例に書いてあったから仕方がないんだよというふうにおっしゃっていましたが、大変だったと言っていました。そういうチャンスをつくって、子どもたちと一緒にやってみるということがなければ、幾ら条文を丸暗記しても、多分だめなんだろうなという気がするんです。そういう意味では、いろいろなことで、これは子どもたちに一遍諮ろうじゃないかというような提案もまた大人のほうからしていくとか、そんな道もあるといいなと思うんですが、なかなかそれにしても壁は厚く高いなということには変わりありませんね。

今のご意見もここに意見を表明する権利って書いてあるから、何か言わせればいいんだというだけではないんだよということをきちんと行政の側は受けとめて、実行してほしいと、こういうような提言になりますよね。

はい。

○安田委員 今の伊藤さんの意見、私は最もそうだと思うんです。ただ、子どもも、機会を与えないとなかなかみずからそういう、自治なんていうのはもともと考えてない、遊ぶほうが一生懸命で、でも、先ほどちょっと資料にあった淀四小というところの表現が

ちょっとありましたけれども、私ども、地区協議会でも、2つの小学校に自治というのはまちづくりじゃないんだろうかということの説明して、そして、皆さんが考えるまちづくりってどういう考えをしたらいいんだろうという発表会を実はやったんです。そうすると、小学校によって課題が違うわけですけども、片一方はごみをテーマに挙げました、片方は公園を取り上げてみました。それだけ一般に自分たちの意見を述べて、あなるほどいい意見を持っているなということが私も非常に感心したんですけども、やはり、大人たちが子どもの権利等ということの中には、大人がそういう機会をつくってやるという、この辺の、それは行政だけじゃなく地域も含んでの部分だと私は、そういう努力をしていかなければならないんじゃないかなと思います。ですから、子どもは能力に応じて、前回も言ったように、大人がどのようにサポートしてやるかという、この辺が子どもも非常に参加できやすい環境づくりに伴う大人が責任を持つんじゃないか、私は常にそう思っています。

○辻山会長 なるほど。ありがとうございました。

さて予定の時間がまいりました、はいどうぞいいですよ。

○高野委員 条文のことなんですが、第11章の条例の見直し等というところの、第25条、条例の見直し等なんですが、この文言を読みますと、区長は4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに、検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な処置を講ずるものとする。検証ということは、見直しじゃないんですね。だから、これでちょっとやられたなという気が本は本当はあるんです。

○辻山会長 なるほど。

○高野委員 だから、ここをちょっと見直ししてほしいなと、ちょっと強い要望であります、以上です。

○辻山会長 そういった意味では、もしお時間があれば、あるべき検証というのはこういうもんだぞというようなイメージ、そういうのがちょっと皆さんで話し合われるといいなという気はいたします。最もこれは、この会議の最初にやるべき話なんですけれども。これからまた4年ごとにやられるわけですからね、そのためには、検証のあり方についての疑問とか、あり方はこうあるべきだということも入れたほうがいいかもしれませいね。

というようなことで、きょうのことは、出た意見を少し事務局のほうでまとめていただいて、次の第7回か第8回のときに、またこれをどう扱うかということについて、議

論させていただく。

○伊藤委員 議会のほうの特別委員会の日程というのをちょっとここで教えていただけますか。私一度傍聴に行かせていただいたんですけども、すごくやっぱり行って、どういうふうに自分たちが話したことが伝わっているかというのが、行かないとわかりません、それって。一度皆さんも行かれるとおもしろいのかなと思って、ちょっとご提案というか。

○辻山会長 はいお願いします。

○企画政策課長 次回、12月は、12月17日の10時から自治・地方分権特別委員会が、場所はいつも第四委員会室、隣の部屋でやっています。12月17日の水曜日の10時からになります。

○辻山会長 ということのようですので、お暇の方と言ったら議会に叱られるんだよね。関心のある方はどうぞご参加をいただきたいと思います。

それでは、そういうこと含めて、きょうの会議はこれで閉めたいと思います。

その前に事務局のほうから連絡事項をちょっと。

○企画政策課長 本日はどうもありがとうございました。

それで、年内の検証会議はこれで最後になります。

次回なんですけれども、2月に予定をしておりますが、その間に1月24日に、後ほど説明しますが、この検証会議のフォーラムを開催させていただこうかと思っています。

今後の進め方なんですけれども、きょう、皆様方にお示しさせていただいた資料4の評価票、いろいろとご説明をさせていただきました。これを整理させていただいて、きょうも意見が出ましたが、前文、条文のご意見、これも加味した上で、さらに、議会のほうに今報告していますので、その議会からの報告を次回の2月の本会議に報告させていただいて、それからフォーラムの意見もいただいて、それを全部報告書としてまとめてまた素案として提示させていただきたいと思います。

2月は、報告書素案のご意見をいただいて、まとめに入らせていただいて、3月は、報告書の最終確認と、これまでのこの会議の感想なんかもいろいろとお聞きしたいと思っています。

それから、先ほどご質問ございました職員のアンケートということなんですけど、昨年度実施いたしました管理職へのアンケートということでまとめたものがありますので、お帰りの際に後ほどお配りしますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局 それでは、事務局のほうから事務連絡をさせていただきます。

ただいま若草色の事務局からのお知らせというペーパーをお配りします。

①からご説明をさせていただきます。

①新宿自治フォーラム2015新春の開催についてでございます。

内容はまだ予定でございますが、来年1月24日土曜日、14時から、戸塚地域センターのほうで開催を予定しております。

内容につきましては、まず、本検証会議の会長でございます辻山先生のご講演をいただきます。その後、新宿区自治基本条例検証会議の検討内容の中間報告をさせていただきます。その中で、本会議委員の皆様、3名程度、発表をお願いしたいと考えてございます。発表と申しましても難しい報告というものではございませんで、参加しての会議の雰囲気であったり、参加した感想など、そういったことをご参加をいただければと考えております。今回、公募の委員の方、団体推薦の委員の方、それぞれいらっしゃいますので、その辺のちょっとバランスなどを考えさせていただきます。個別に参加についてお願いをさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に②です。今後のスケジュールですが、先ほど課長のほうからご説明がありましたとおり、繰り返しになりますが、第7回検証会議につきましては2月上旬、内容につきましては、自治フォーラムの報告であったり、検証の続きであったり、あと自治地方分権特別委員会の報告、あと報告書案の検討などをしていきたいと考えております。

第8回検証会議につきましては3月上旬、こちらのほうで検証会議のまとめ、最終報告書の決定などをしてまいりたいと考えております。開催日につきましては、決定次第郵送でお知らせをいたします。よろしくお願いをいたします。

それと、会議録の確認についてでございます。

前回の第5回の検証会議、それと本日の第6回の検証会議の会議録につきましては、後日郵送させていただきますので、ご確認をいただき、修正がある場合につきましては、朱書き訂正をしていただき、同封させていただきます返信用封筒のほうでご返送をいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、その他ですが、本日の出口についてということで、これ一番大事でして、本庁舎免震工事をしてございまして、本日この庁舎1階出口からは出ることが

できません。まず、ステップ1といたしまして、今現在6階におりますので。2階分お  
りていただきまして、4階の連絡通路で分庁舎に渡っていただきまして、分庁舎4階の  
エレベーターから地上1階の出口、もしくは地下2階サブナードの連絡口のほうからお  
帰りいただきたいと思います。ご迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

それと、毎回のことですが、お持ち帰りにならない資料はボックスファイルに入れて  
ください。入りきれない資料は机の上に置いたままで結構です。

以上でございます。

○辻山会長 今の説明何かご質問等ございますか。

○吉川委員 2月大体どの辺に予定しておりますか。

○事務局 2月の2日から4日ぐらいの間かなというふうに。場合によっては5、6とい  
うこともあるかもしれませんが。できるだけ2月の第1週の早い時期にということ考  
えています。

○吉川委員 2日から4日の間。

○事務局 はい。できるだけ早く決めさせていただきます。

○辻山会長 ほかございませんか。

なければこれで終わりにいたします。どうもご苦労さまでした。

午後 7時57分 閉会